会第１号

滋賀県議会会議規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和６年３月19日

提出者　滋賀県議会議会運営委員会

委員長　目　片　信　悟

滋賀県議会会議規則の一部を改正する規則

滋賀県議会会議規則（昭和31年滋賀県議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項ただし書中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を変更することができる。

第109条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。